

山林所得に係る森林計画特別控除の適用について

〔昭和52年11月28日 52林野計第453号〕
林野庁長官から各都道府県知事あて
最終改正
〔令和2年12月24日 2林政政第487号〕

（山林所得に係る森林計画特別控除の適用について（昭和52年11月28日 52林野計第453号））

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第30条の2の規定による山林所得に係る森林計画特別控除について、立木の伐採又は譲渡が市町村の長又は都道府県知事のそれぞれの認定に係る森林施業計画（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第13条第2項第3号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）を除く。以下同じ。）に基づく旨の証明について、その証明の要件等を下記のとおり定めたので、留意の上、遺憾のないようにされたい。

なお、「計画造林準備金制度に係る証明書の様式について（昭和45年2月23日付け45林野計第83号林野庁長官通達）」は、廃止する。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

（「山林所得に係る森林計画特別控除の適用について」の一部改正について（平成24年6月27日 24林整計第69号））

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）の施行に伴い、「山林所得に係る森林計画特別控除等の適用について」（昭和52年11月28日付け52林野計第453号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、森林計画特別控除の適正かつ円滑な適用につき特段の御配慮をお願いする。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知について、よろしく願います。

記

1 証明の要件

市町村の長又は都道府県知事は、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条第3項第1号の規定に基づき行う立木の伐採又は譲渡が森林経営計画に基づくものである旨の証明を、当該立木の伐採又は譲渡が次のそれぞれの要件を満たしている場合にするものとする。

なお、平成24年分以降の証明に当たっては、当該森林経営計画が、直前の森林経営計画の終期から継続して作成されていることが森林経営計画書の長期の方針に記載されていることその他の理由により森林経営計画に基づく森林の経営が継続的に行われていると認められることを証明の条件とする。

- (1) 伐採 当該立木の伐採が森林経営計画の伐採計画に基づいて行われていること。
- (2) 譲渡 当該立木の譲渡が森林経営計画の伐採計画に基づいて伐採が行われることを内容とするものであること。ただし、その伐採計画による伐採時期が譲渡した年の翌年又は翌々年中となっているものであって、その伐採時期が到来していないため、当該証明の時に伐採されていない立木については、その伐採計画による伐採後、その伐採が森林経営計画に基づいて行われていることにつき立木

の伐採確認申請書を提出することを条件に証明するものとする。

2 証明申請書等の様式

租税特別措置法施行規則第13条第3項第1号の規定による立木の伐採又は譲渡が森林経営計画に基づくものである旨の証明申請書及び1の(2)のただし書の規定に基づく立木の伐採確認申請書の様式は、それぞれ別記様式第1号及び第2号のとおりとする。

3 証明申請書等の申請期限等

市町村の長又は都道府県知事は、山林所得に係る森林計画特別控除の適用を受けようとする者に対し、1の証明に係る証明申請書等の申請を次に掲げるところにより行わせるものとする。

(1) 1の証明を受けようとする者は、1の立木の伐採又は譲渡に係る証明申請書2部を、当該立木の伐採又は譲渡の時期の属する年の翌年1月末日までに、市町村の長又は都道府県知事に提出するものとする。その証明を受けたときは、その立木の伐採又は譲渡に係る証明書を確定申告書に添付して所轄税務署長に提出するものとする。

(2) 1の(2)のただし書の規定に基づく立木の伐採についての確認を受けようとする者は、1の(2)のただし書の立木の伐採確認申請書2部を森林経営計画の伐採計画による伐採後、その伐採時期の属する年の翌年1月末日までに、市町村の長又は都道府県知事に提出するものとする。その確認を受けたときは、速やかにその立木の伐採確認書を所轄税務署長に提出するものとする。

4 税務署への通知

市町村、都道府県又は林野庁の森林経営計画主管部長等は、1の(2)のただし書の規定に基づき立木の譲渡について証明を受けた者のうち、3の(2)の立木の伐採確認申請書の提出期限までに立木の伐採確認申請書を提出していないもの又は当該申請書に係る立木の伐採が森林経営計画に基づいて行われていると認められないものがあるときは、速やかに当該森林所有者名、林地の所在場所、面積並びに当該立木の樹種別及び樹齢別の材積を所轄税務署長に通知するものとする。

別記様式第 1 号

立木の伐採（譲渡）証明申請書

年 月 日

市町村長（都道府県知事） 殿

住所
氏名

租税特別措置法第30条の2の規定に基づく山林所得に係る森林計画特別控除の適用を受けたいので、下記の立木の伐採（譲渡）が同条第1項の森林経営計画に基づくものである旨を証明願います。（なお、譲渡契約が森林経営計画の伐採計画に基づいて伐採が行われることを内容とするものであり、かつ、その伐採計画による伐採時期が到来していないために伐採されていない立木については、その伐採計画による伐採後、伐採時期の属する年の翌年の1月末日までに、立木の伐採確認申請書を提出します。）

記

所在場所			伐 採						譲 渡 契 約 内 容						備 考
市 郡・ 町村	字 （大字）	地 番	時 期	主 間 伐 別	伐 採 面 積 （ha）	樹 種	樹 齢 （年）	伐 採 立 木 材 積 （m ³ ）	譲 渡 時 期	譲 渡 契 約 時 に 期 お ける	伐 採 面 積 （ha）	樹 種	樹 齢 （年）	伐 採 立 木 材 積 （m ³ ）	

- (注) 1 伐採に係る立木については、伐採欄に記載すること。
- 2 譲渡に係る立木については、譲渡契約の内容を譲渡契約内容欄に記載し、そのうち伐採された立木について、更に、伐採欄にも記載すること。
- 3 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入すること。
- 4 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。
- 5 備考欄には、所轄税務署の名称及び所在地を記載すること。
- 6 この申請書は、立木の伐採又は譲渡の時期の属する年の翌年1月末日までに提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長（都道府県知事）

別記様式第2号

立木の伐採確認申請書

年 月 日

市町村長（都道府県知事） 殿

住所
氏名

租税特別措置法第30条の2の規定に基づく山林所得に係る森林計画特別控除の適用を受けた下記の譲渡に係る立木の伐採が同条第1項の森林経営計画に基づいて行われていることを確認願います。

記

所在場所			伐 採						譲 渡 契 約 内 容						備 考
市 郡・ 町 村	字 （大字）	地 番	時 期	主 間 伐 別	伐 採 面 積 （ha）	樹 種	樹 齢 （年）	伐 採 立 木 材 積 （m ³ ）	譲 渡 時 期	譲 渡 契 約 時 に お け る	伐 採 面 積 （ha）	樹 種	樹 齢 （年）	伐 採 立 木 材 積 （m ³ ）	

- （注） 1 譲渡に係る立木について、譲渡契約の内容を譲渡契約内容欄に記載し、そのうち伐採された立木について、更に、伐採欄にも記載すること。
- 2 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入すること。
- 3 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。
- 4 備考欄には、所轄税務署の名称及び所在地、立木の譲渡証明申請書の証明年月日並びに確定申告書の提出年月日を記載すること。
- 5 この申請書は、伐採時期の属する年の翌年1月末日までに提出すること。

上記のとおり相違ないことを確認した。

年 月 日

市町村長（都道府県知事）

附 則

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第8条の規定により、なお従前の例によるものとされた同法による改正前の森林法（昭和26年法律第249号）第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る森林施業計画に基づく租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第30条の2第1項に規定する伐採又は譲渡に関する取扱いについては、なお従前の例による。